

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

告 示

北海道告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項後段の規定により、余市川土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

令和5年12月26日

北海道知事 鈴木直道

理事・監事の別氏名住所
変更前変更後
監事 佐久間 清 孝 余市郡仁木町銀山2丁目556番地 余市郡仁木町銀山2丁目19番地5

北海道告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、奈井江町茶志内東1地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和5年12月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、当別町中央南地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、令和5年12月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

目 次

告 示

○土地改良区の役員の住所変更の届出……………	(農業施設管理課)	47
○土地改良法による道営換地計画の決定(2件)……………	(農業施設管理課)	47
○土地改良法による国営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	48
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	48
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	48
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	48
○津波災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	48

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		49
------------------------	--	----

道企業局告示

○特定調達契約に係る入札の公告(3件)……………		50
--------------------------	--	----

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………		58
----------------------	--	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………		59
○特定調達契約に係る入札の公告……………		60
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		61

道立旭川美術館告示

○特定調達契約に係る落札者等の告示……………		61
------------------------	--	----

道人事委員会規則

○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………		61
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………		62

道公安委員会規則

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則……………		62
--	--	----

道警察本部告示

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程……………		62
---	--	----

令和5年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、今金町今金北地区田代稲穂換地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山振興局に備え置いて、令和5年12月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 江別インター線	江別市元野幌1183番41地先から 同市大麻1183番地先まで	令和5年12月26日
道道 大麻東雁来線	江別市大麻1183番地先から 同市大麻1185番2地先まで	同

北海道告示第587号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年12月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
二股小沢（Ⅱ-41-0330）

- 2(2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡美瑛町字美瑛留辺薬（次の図のとおり）

- 3(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
置杵牛（4-19-241）

- 2(2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡美瑛町字オキキニウシ、字オキキニウシ原野（次の図のとおり）

- 3(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

（「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第588号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年12月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
美瑛石山（Ⅲ-4-12-571）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡美瑛町字美瑛原野、字美瑛原野区画外、上川郡美瑛町（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第589号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和5年12月26日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 紋別郡雄武町

イ 大字等 北幌内、幌内上町、幌内東町、幌内南町、幌内浜町、旭町、栄丘、栄町、音稲府、開生、魚田、魚田（元稲府）、共栄、錦町、元沢木、幸町、港町、曙、上沢木、新沢木、新日の出町、東浜町、日の出仲町、日の出北町、豊丘、北浜町、本町、末広町二区（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

2(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 枝幸郡浜頓別町

イ 大字等 字頓別、日の出4丁目、智福1丁目、智福2丁目、北4条1丁目、北4条2丁目、北4条4丁目、北4条5丁目、字浜頓別、字戸出、字豊寒別、字斜内（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年12月26日

北海道空知総合振興局長 鈴木賢一

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）（1キログラム当たりの単価） 1,461,000キログラム
- (2) 粒状凍結防止剤（塩化ナトリウム）（1キログラム当たりの単価） 1,001,000キログラム
- (3) 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）（1キログラム当たりの単価） 435,000キログラム
- (4) すべり止め材（砕石1トンフレキシブルコンテナ）（滝川出張所）（1キログラム当たりの単価） 1,000,000キログラム
- (5) すべり止め材（砕石バラ積み）（深川出張所）（1キログラム当たりの単価） 370,000キログラム
- (6) すべり止め材（砕石3キロ袋詰）（千歳出張所）（1キログラム当たりの単価） 4,008キログラム
- (7) すべり止め材（砕石3キロ袋詰）（岩見沢出張所）（1キログラム当たりの単価）

6,000キログラム

(8) すべり止め材（砕石3キロ袋詰）（滝川出張所）（1キログラム当たりの単価）

5,010キログラム

(9) すべり止め材（砕石3キロ袋詰）（当別出張所）（1キログラム当たりの単価）

17,001キログラム

(10) すべり止め材（砕石3キロ袋詰）（長沼出張所）（1キログラム当たりの単価）

3,000キログラム

2 落札を決定した日

令和5年10月16日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)から(3)まで、(6)、(7)、(9)及び(10)

ア 氏名 株式会社ゴードー

イ 住所 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号

(2) 1の(4)

ア 氏名 北日本産商株式会社

イ 住所 苫小牧市三光町5丁目24番20号

(3) 1の(5)

ア 氏名 北央道路工業株式会社

イ 住所 札幌市東区北8条東1丁目1番35号

(4) 1の(8)

ア 氏名 株式会社エルフォート

イ 住所 札幌市中央区北2条東12丁目98番地12

4 落札金額

- (1) 50.0円
- (2) 44.0円
- (3) 48.0円
- (4) 16.0円
- (5) 12.5円
- (6) 43.0円
- (7) 44.0円
- (8) 45.0円
- (9) 43.0円
- (10) 43.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
令和5年9月1日付け北海道空知総合振興局告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第27号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年12月26日

北海道公営企業管理者 天 沼 宇 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称、事業内容及び事業規模

ア 事業名 苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業（配水管3工区）

イ 事業内容

(ア) 施工業務

(イ) 設計業務・施工管理業務

ウ 事業規模 入札説明書による。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

(4) 履行場所 勇払郡安平町、千歳市

(5) 分別解体等の実施の義務付け

本事業における施工業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた事業である。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) コンソーシアムの結成

ア 入札参加者は、企業連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成すること。

イ コンソーシアムの構成企業数は、1の(1)のイの(ア)の業務に参加を希望する者は2社以上、1の(1)のイの(イ)の業務に参加を希望する者は1社以上とすること。

ウ 1の(1)のイの(ア)の業務に参加を希望する構成企業の中から応募手続及び入札手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定め、コンソーシアム協定を締結すること。

エ 本事業の入札に参加するコンソーシアムの構成企業は、他のコンソーシアムの構成企業として参加する者でないこと。

オ 構成企業の変更は認めない。ただし、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、支出負担行為担当者として協議するものとし、支出負担行為担当者がその事情を検討の上、当該変更を認めた場合はこの限りではない。

(2) 入札に参加を希望するすべての者に必要な要件

ア コンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

イ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加が除外されていないこと。

ウ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員がコンソーシアムの代表企業以外の構成企業である場合を除く。）。

(3) 施工業務に参加を希望する者に必要な要件

ア 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 代表企業は、アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が1,100点以上であること。

ウ 代表企業以外の構成企業は、アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が1,000点以上であること。

エ 過去20年間（平成15年度から令和4年度）に、道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき指定又は認定された路線（一般国道、都道府県道及び市町村道）の区域（以下「国道等」という。）又は高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）の規定に基づき指定された路線（高速自動車国道）の区域（以下「高速道路」という。）において、内径250mm以上の管路の布設工事を元請として施工した実績を構成企業のうち1社以上が有すること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

キ 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を施工業務に専任で配置できること。

ク 本事業における施工業務は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置すること。

- コ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。
- (4) 設計業務・施工管理業務に参加を希望する者に必要な要件
- ア 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち土木設計、測量及び地質調査の資格を有すること。ただし、構成企業が2社以上の場合は各構成企業の資格を組み合わせ、資格要件を満たしていること。
- イ 過去20年間（平成15年度から令和4年度）に、国道等又は高速道路において、内径250mm以上の圧力配管の実施設計業務を元請として履行した実績を有すること。ただし、構成企業が2社以上の場合は1社以上が満たしていること。
- ウ 設計業務の処理にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置すること。
- (5) その他本事業の実施にあたり特段に必要な資格等の要件は、入札説明書による。
- 3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等
- 入札参加希望者は、コンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。
- (1) 提出期間 令和5年12月26日（火）から令和6年1月29日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道企業局総務課
- (3) 提出方法 持参又は送付により提出すること。
- 4 入札参加資格の審査
- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和6年2月7日（水）までに書面により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
- 3の(2)に同じ。
- 6 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館10階
北海道企業局会議室
- (2) 入札日時 令和6年2月20日（火）午前10時
- (3) 初度の入札書提出時に事業費内訳書（以下「内訳書」という。）を持参し、提出すること。また、送付により入札する場合は、内訳書を必ず同封することとし、内訳書は返

還しない。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当事業となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることがあるので、これを承知すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 契約保証金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条及び第172条の定めるところによる。

9 一連の調達契約に関する事項

(1)ア 名称 苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業（配水管1工区）

イ 予定時期 令和5年12月頃

(2)ア 名称 苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業（配水管2工区）

イ 予定時期 令和5年12月頃

10 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無
無

11 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及びコンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間 令和5年12月26日（火）から令和6年1月29日（月）まで（日曜日、土曜日、休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和5年12月26日（火）午前9時から令和6年1月29日（月）午後5時まで（日

曜日、土曜日及び休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を含む。)とする。

(2) 交 付 場 所 3の(2)に同じ。

なお、インターネットによる場合は次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト<https://www.idc.e-harp.jp/>」(北海道のホームページにリンク)

(3) 交 付 方 法 直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

なお、北海道企業局総務課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/index.html>)においてダウンロードすることができる。

(4) 費 用 無料とする。

12 送付による入札

認める。ただし、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

13 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

14 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

15 契約書作成の要否

要する。

16 予 定 価 格 等

(1) 予 定 価 格 事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準 設定している。

17 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札の執行回数は、原則2回までとする。

(2) 入 札 書 記 載 金 額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、構成企業の一部に免税事業者がいるときは、コンソーシアム消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道企業局総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

ウ 電 話 番 号 011-204-5672

18 Summary

A Subject matter of the contract : Laying work for Industrial water pipes of Tomakomai Industrial water area

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 20, 2024

C Contact : Administrative Division, Bureau of Prefectural Enterprises, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5672

北海道企業局告示第28号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和5年12月26日

北海道公営企業管理者 天 沼 宇 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称、事業内容及び事業規模

ア 事 業 名 苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業(配水管1工区)

イ 事 業 内 容

(ア) 施工業務

(イ) 設計業務・施工管理業務

ウ 事 業 規 模 入札説明書による。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

(4) 履 行 場 所 苫小牧市

(5) 分別解体等の実施の義務付け

本事業における施工業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた事業である。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) コンソーシアムの結成

ア 入札参加者は、企業連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成すること。

イ コンソーシアムの構成企業数は、1の(1)のイの(ア)の業務に参加を希望する者は2社以上、1の(1)のイの(イ)の業務に参加を希望する者は1社以上とすること。

ウ 1の(1)のイの(ア)の業務に参加を希望する構成企業の中から応募手続及び入札手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定め、コンソーシアム協定を締結すること。

エ 本事業の入札に参加するコンソーシアムの構成企業は、他のコンソーシアムの構成企業として参加する者でないこと。

オ 構成企業の変更は認めない。ただし、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、支出負担行為担当者と協議するものとし、支出負担行為担当者がその事情を検討の上、当該変更を認めた場合はこの限りではない。

(2) 入札に参加を希望するすべての者に必要な要件

ア コンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

イ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加が除外されていないこと。

ウ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員がコンソーシアムの代表企業以外の構成企業である場合を除く。）。

(3) 施工業務に参加を希望する者に必要な要件

ア 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 代表企業は、アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が1,100点以上であること。

ウ 代表企業以外の構成企業は、アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が1,000点以上であること。

エ 過去20年間（平成15年度から令和4年度）に、道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき指定又は認定された路線（一般国道、都道府県道及び市町村道）の区域（以下「国道等」という。）又は高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）の規定に

基づき指定された路線（高速自動車国道）の区域（以下「高速道路」という。）において、内径250mm以上の管路の布設工事を元請として施工した実績を構成企業のうち1社以上が有すること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

キ 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を施工業務に専任で配置できること。

ク 本事業における施工業務は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置すること。

コ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

(4) 設計業務・施工管理業務に参加を希望する者に必要な要件

ア 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち土木設計、測量及び地質調査の資格を有すること。ただし、構成企業が2社以上の場合には各構成企業の資格を組み合わせる資格要件を満たしていること。

イ 過去20年間（平成15年度から令和4年度）に、国道等又は高速道路において、内径250mm以上の圧力配管の実施設計業務を元請として履行した実績を有すること。ただし、構成企業が2社以上の場合には1社以上が満たしていること。

ウ 設計業務の処理にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置すること。

(5) その他本事業の実施にあたり特段に必要な資格等の要件は、入札説明書による。

3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、コンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間 令和5年12月26日（火）から令和6年1月29日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道企業局総務課

(3) 提出方法 持参又は送付により提出すること。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167

条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和6年2月7日（水）までに書面により通知する。

5 契約条項を示す場所

3の(2)に同じ。

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館10階
北海道企業局会議室

(2) 入札日時 令和6年2月20日（火）午前10時

(3) 初度の入札書提出時に事業費内訳書（以下「内訳書」という。）を持参し、提出すること。また、送付により入札する場合は、内訳書を必ず同封することとし、内訳書は返還しない。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当事業となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることがあるので、これを承知すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 契約保証金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条及び第172条の定めるところによる。

9 一連の調達契約に関する事項

(1)ア 名称 苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業（配水管2工区）

イ 予定時期 令和5年12月頃

(2)ア 名称 苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業（配水管3工区）

イ 予定時期 令和5年12月頃

10 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無

無

11 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及びコンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間 令和5年12月26日（火）から令和6年1月29日（月）まで（日曜日、土曜日、休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和5年12月26日（火）午前9時から令和6年1月29日（月）午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を含む。）とする。

(2) 交付場所 3の(2)に同じ。

なお、インターネットによる場合は次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト<https://www.idc.e-harp.jp/>」（北海道のホームページにリンク）

(3) 交付方法 直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

なお、北海道企業局総務課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/index.html>）においてダウンロードすることができる。

(4) 費用 無料とする。

12 送付による入札

認める。ただし、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

13 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

14 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

15 契約書作成の要否

要する。

16 予 定 価 格 等

- (1) 予 定 価 格 事後公表とする。
- (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準 設定している。

17 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

- (1) 入札の執行回数は、原則2回までとする。
- (2) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、構成企業の一部に免税事業者がいるときは、コンソーシアム消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名 称 北海道企業局総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
ウ 電 話 番 号 011-204-5672

18 Summary

- A Subject matter of the contract : Laying work for Industrial water pipes of Tomakomai Industrial water area
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 20, 2024
- C Contact : Administrative Division, Bureau of Prefectural Enterprises, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5672

北海道企業局告示第29号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
令和5年12月26日

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称、事業内容及び事業規模
ア 事 業 名 苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業（配水管2工区）
イ 事 業 内 容
ア) 施工業務
イ) 設計業務・施工管理業務
ウ 事 業 規 模 入札説明書による。
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで
- (4) 履 行 場 所 苫小牧市、勇払郡安平町
- (5) 分別解体等の実施の義務付け
本事業における施工業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた事業である。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) コンソーシアムの結成
ア 入札参加者は、企業連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成すること。
イ コンソーシアムの構成企業数は、1の(1)のイの(ア)の業務に参加を希望する者は2社以上、1の(1)のイの(イ)の業務に参加を希望する者は1社以上とすること。
ウ 1の(1)のイの(ア)の業務に参加を希望する構成企業の中から応募手続及び入札手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定め、コンソーシアム協定を締結すること。
エ 本事業の入札に参加するコンソーシアムの構成企業は、他のコンソーシアムの構成企業として参加する者でないこと。
オ 構成企業の変更は認めない。ただし、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、支出負担行為担当者として協議するものとし、支出負担行為担当者がその事情を検討の上、当該変更を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 入札に参加を希望するすべての者に必要な要件
ア コンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
イ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加が除外されていないこと。
ウ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員がコンソーシアムの代表企業以外の構成企業である場合を除く）

く。)

(3) 施工業務に参加を希望する者に必要な要件

- ア 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち一般土木工事の資格及び建設業法(昭和24年法律第100号)における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 代表企業は、アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が1,100点以上であること。
- ウ 代表企業以外の構成企業は、アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が1,000点以上であること。
- エ 過去20年間(平成15年度から令和4年度)に、道路法(昭和27年法律第180号)の規定に基づき指定又は認定された路線(一般国道、都道府県道及び市町村道)の区域(以下「国道等」という。)又は高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)の規定に基づき指定された路線(高速自動車国道)の区域(以下「高速道路」という。)において、内径250mm以上の管路の布設工事を元請として施工した実績を構成企業のうち1社以上が有すること。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
- キ 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を施工業務に専任で配置できること。
- ク 本事業における施工業務は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置は認めない。
- ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置すること。
- コ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

(4) 設計業務・施工管理業務に参加を希望する者に必要な要件

- ア 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち土木設計、測量及び地質調査の資格を有すること。ただし、構成企業が2社以上の場合には各構成企業の資格を組み合わせることで資格要件を満たしていること。
- イ 過去20年間(平成15年度から令和4年度)に、国道等又は高速道路において、内径250mm以上の圧力配管の実設計業務を元請として履行した実績を有すること。ただし、構成企業が2社以上の場合には1社以上が満たしていること。
- ウ 設計業務の処理にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置すること。

(5) その他本事業の実施にあたり特段に必要な資格等の要件は、入札説明書による。

3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、コンソーシアム(連合体)参加資格審査申請書及び入札参加表明書

兼競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 提出期間 令和5年12月26日(火)から令和6年1月29日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道企業局総務課
- (3) 提出方法 持参又は送付により提出すること。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和6年2月7日(水)までに書面により通知する。

5 契約条項を示す場所

3の(2)に同じ。

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館10階 北海道企業局会議室
- (2) 入札日時 令和6年2月20日(火)午前10時
- (3) 初度の入札書提出時に事業費内訳書(以下「内訳書」という。)を持参し、提出すること。また、送付により入札する場合は、内訳書を必ず同封することとし、内訳書は返還しない。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当事業となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めがあるので、これを承知すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 契約保証金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条及び第172条の定めるところによる。

9 一連の調達契約に関する事項

(1)ア 名 称 苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業（配水管1工区）
イ 予 定 時 期 令和5年12月頃

(2)ア 名 称 苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業（配水管3工区）
イ 予 定 時 期 令和5年12月頃

10 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無
無

11 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及びコンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交 付 期 間 令和5年12月26日（火）から令和6年1月29日（月）まで（日曜日、土曜日、休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和5年12月26日（火）午前9時から令和6年1月29日（月）午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を含む。）とする。

(2) 交 付 場 所 3の(2)に同じ。
なお、インターネットによる場合は次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト<https://www.idc.e-harp.jp/>」（北海道のホームページにリンク）

(3) 交 付 方 法 直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

なお、北海道企業局総務課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/index.html>）においてダウンロードすることができる。

(4) 費 用 無料とする。

12 送付による入札
認める。ただし、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

13 落札者の決定方法
政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

14 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

15 契約書作成の要否
要する。

16 予 定 価 格 等
(1) 予 定 価 格 事後公表とする。
(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準 設定している。

17 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札の執行回数は、原則2回までとする。
(2) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、構成企業の一部に免税事業者がいるときは、コンソーシアム消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名 称 北海道企業局総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
ウ 電 話 番 号 011-204-5672

18 Summary

A Subject matter of the contract : Laying work for Industrial water pipes of

Tomakomai Industrial water area

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 20, 2024

C Contact : Administrative Division, Bureau of Prefectural Enterprises, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5672

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第83号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年12月26日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 窓枠クーラー1 一式 1,791台
- イ 窓枠クーラー2 一式 1,726台
- ウ 移動式クーラー1 一式 792台
- エ 移動式クーラー2 一式 1,022台

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和6年3月29日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年12月26日（火）から令和6年1月17日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁学校教育局健康・体育課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁学校教育局健康・体育課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館8階教育庁会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁学校教育局健康・体育課）

(2) 入札日時 令和6年1月22日（月）午後2時（送付による場合は、同月19日（金）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁学校教育局健康・体育課のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)から(6)まで、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁学校教育健康・体育課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5752

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Window-mounted air conditioner 1 1,791 sets
- b Window-mounted air conditioner 2 1,726 sets
- c Portable air conditioner 1 792 sets
- d Portable air conditioner 2 1,022 sets

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., January 22, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., January 19, 2024)

C Contact : School Health and Athletics Division, Bureau of School Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8544 Japan
Phone : 011-204-5752

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第65号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年12月26日

北海道教育庁渡島教育局長 山下 幹 雄

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和5年12月26日に一般競争入札の公告を行う次の契約

渡島管内道立学校で使用する電力の需給契約

- (2) 資格 渡島管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

- (3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和5年12月26日（火）から令和6年1月31日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<https://www.dokyoai.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第66号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年12月26日

北海道教育庁渡島教育局長 山下 幹 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

渡島管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 19校 合計1,225kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 19校 合計2,828,883kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道教育庁渡島教育局告示第65号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
(送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室)

(2) 入 札 日 時 令和6年2月22日（木）午前10時（送付による場合は、同月21日（水）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名 称 渡島管内道立学校で使用する電力（従量電灯C）

(2) 予 定 数 量

ア 基本料金（契約電力1kVA当たりの単価） 42kVA

イ 電 力 量 料 金

(ア) 使用電力量最初の120kWhまでの単価 4,257kWh

(イ) 使用電力量120kWhを越え280kWhまでの単価 4,670kWh

(ウ) 使用電力量280kWhを越える分の単価 15,414kWh

(3) 予 定 時 期

令和6年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

イ 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

ウ 電 話 番 号 0138-47-9029

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Oshima Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,225 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,828,883 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 22, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 21, 2024)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate,
Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁十勝教育局告示第45号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年12月26日

北海道教育庁十勝教育局長 新 山 知 邦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 十勝管内道立高等学校校務用パーソナルコンピュータ (A地区) | 85台 |
| (2) 十勝管内道立高等学校校務用パーソナルコンピュータ (B地区) | 83台 |

2 落札を決定した日

令和5年12月11日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|---------|---------------------|
| (1) 氏 名 | 株式会社つうけんアクティブ |
| (2) 住 所 | 札幌市中央区南20条西10丁目3番5号 |

4 落札金額

- | | |
|-----|------------|
| (1) | 9,165,200円 |
| (2) | 8,949,600円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和5年10月31日付け北海道教育庁十勝教育局告示第43号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室契約支援係 |
| (2) 所在地 | 帯広市東3条南3丁目 |

北海道立旭川美術館で使用する電力

- | | |
|----------------------------------|------------|
| (1) 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価) | 147kW |
| (2) 電力量料金 (平日) (使用電力量1kWh当たりの単価) | 543,858kWh |
| (3) 電力量料金 (休日) (使用電力量1kWh当たりの単価) | 286,498kWh |

2 落札を決定した日

令和5年10月18日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 氏 名 | 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社 |
| (2) 住 所 | 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 |

4 落札金額

- | | |
|-----|--------|
| (1) | 3,000円 |
| (2) | 31円04銭 |
| (3) | 30円02銭 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和5年9月5日付け北海道立旭川美術館告示第17号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|--------------|
| (1) 名 称 | 北海道立旭川美術館総務課 |
| (2) 所在地 | 旭川市常磐公園内 |

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則13-110

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (北海道人事委員会規則13-42) の一部を次のように改正する。

第11条第1項第19号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に、「3日」を「5日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

道 立 旭 川 美 術 館 告 示

北海道立旭川美術館告示第19号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年12月26日

北海道立旭川美術館長 野 上 義 秀

1 落札に係る物品等の名称及び数量

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月26日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則13-111

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第19号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に、「3日」を「5日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

道 公 安 委 員 会 規 則

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

北海道公安委員会規則第10号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）」	第40条第2項	を
--	---------	---

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）」	第40条第2項	に
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）」	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）	

改める。

附 則

この規則は、令和6年1月4日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第707号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月26日

北海道警察本部長 鈴木 信弘

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程（令和3年北海道警察本部告示第271号）の一部を次のように改正する。

別表中

「警備業法（昭和47年法律第117号）」	第9条（警備業務を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項	を
----------------------	--	---

「警備業法（昭和47年法律第117号）」	第9条（警備業務を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項	に
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）」	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）	

改める。

附 則

この規程は、令和6年1月4日から施行する。